

旭川工業高等専門学校後援会慶弔内規

制定 昭和60. 5. 15
改正 平成11. 3. 20

旭川工業高等専門学校後援会慶弔内規

第1条 この内規は、旭川工業高等専門学校後援会会員（以下「正会員」という。）及び学生の慶弔をともにすることを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、別表に掲げる事業を行う。

第3条 この内規によりがたい場合は、理事会の議を経て会長が決定する。

第4条 この内規は、理事会において改正する。

附 則

この内規は、昭和60年5月15日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年3月20日から施行する。

別表

| 区分 | 種別 | 金 | 備考 |
|----|------------|------------------|---|
| 弔慰 | 死亡 (香典) | 10,000円 | 正会員, 学生 |
| 見舞 | 火災 | 10,000円 | 正会員 (全焼又は同程度の火災) |
| | 病気 | 5,000円 | 学生 (3週間以上の入院) |
| | 傷害 | 5,000円 | 正会員 (会務における傷害) 学 生 (正課, 課外, 登下校時における傷害) 3週間以上の入院又は療養 (通勤, 通学が不能な場合) |
| 謝恩 | 退会 | 5,000円程度 の記念品 | 役員で, 学生の卒業により退会する者 |